



山形県公報

平成24年6月15日(金)
第2351号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……739
- 地方卸売市場の開設者の名称の変更……………(新農業推進課) ……740
- 地方卸売市場の卸売業者の名称の変更……………(同) ……741
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……742
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県迷惑行為防止条例第6条第5項に規定する地域を定める規則……………743

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の撤回……………(商業・まちづくり振興課) ……744
- 同……………(同) ……745
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……746
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……747
- 同……………(同) ……748
- 同……………(同) ……749
- 同……………(同) ……750

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                 | 施設又は実施する事業の種類                                                          | 指定介護機関の所在地               | 指定年月日      |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------|
| 黄木脳神経クリニック                | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                                               | 米沢市中田町981番地の2            | 平成24. 1. 1 |
| 高野薬局                      | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導                                               | 米沢市城西一丁目6番20号            | 同 3. 1     |
| 小規模多機能ホーム びゅありす大町         | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                                         | 米沢市大町二丁目1番10号            | 同 4. 1     |
| ふるさと介護支援センター              | 居 宅 介 護 支 援                                                            | 新庄市大手町2番83号              | 同          |
| デイサービス ふれあい               | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                                                    | 新庄市下田町6番地の9              | 同 5. 1     |
| 介護老人保健施設 梅花苑              | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護<br>介護予防短期入所療養介護<br>通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125番286 | 同          |
| やまがた保健生活協同組合ヘルパーステーション「虹」 | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護                                                    | 山形市北町三丁目1番37号            | 同 5. 25    |
| やまがた保健生活協同組合デイサービス「虹」     | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                                                    | 山形市北町三丁目1番37号            | 同          |
| ねむの家金井                    | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護                                       | 山形市大字志戸田1685番地1          | 同          |

山形県告示第607号

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第22条第1項第2号の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設者の名称の変更の届出があった。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届 出 を し た 者 の 名 称 |              |
|-------------------|--------------|
| 変 更 前             | 変 更 後        |
| 株式会社マルカン          | 株式会社丸勘山形青果市場 |

**山形県告示第608号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第22条第1項第2号の規定により、次のとおり地方卸売市場の卸売業者の名称の変更の届出があった。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出をした者の名称 |              |
|-----------|--------------|
| 変更前       | 変更後          |
| 株式会社マルカン  | 株式会社丸勘山形青果市場 |

**山形県告示第609号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
北村山郡大石田町大字横山102
- 3 認可年月日  
平成24年6月4日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第610号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営添川・椿地区土地改良事業（農村災害対策整備事業（農業用排水施設））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営添川・椿地区土地改良事業（農村災害対策整備事業（農業用排水施設））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年6月19日から同年7月18日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第611号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営山王原地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営山王原地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年6月19日から同年7月18日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第612号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                       |
|------------------------------|------|---------------------------------------|---------------------------|
| 酒田市千日町73番14から<br>同 住吉町143番まで | 旧    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>11.2 | <small>メートル</small><br>90 |
| 同 上                          | 新    | 35.0 <small>メートル</small><br>}<br>11.2 | 同 上                       |

**山形県告示第613号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年6月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市千日町73番14から  
同 住吉町143番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年6月15日

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県迷惑行為防止条例第6条第5項に規定する地域を定める規則をここに公布する。

平成24年6月15日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 小 林 由 紀 子

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 山形県迷惑行為防止条例第6条第5項に規定する地域を定める規則

山形県迷惑行為防止条例（平成24年3月県条例第47号）第6条第5項に規定する公安委員会規則で定める地域は、次の表のとおりとする。

| 市 町 村 名 | 地 域                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山 形 市   | 香澄町一丁目<br>香澄町二丁目1番、2番、5番から7番まで、10番及び11番<br>香澄町三丁目1番、5番及び6番<br>幸町1番から6番まで<br>城南町一丁目1番から10番まで<br>双葉町一丁目1番及び2番 |
|         | 七日町二丁目<br>七日町三丁目<br>七日町四丁目1番から3番まで、6番から11番まで、15番及び16番<br>七日町五丁目10番                                          |
| 天 童 市   | 鎌田一丁目1番<br>鎌田本町一丁目2番から6番まで<br>東本町二丁目4番から11番まで                                                               |

#### 附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第22号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年6月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

#### 2 老人ホームの項の表中

|                     |   |            |   |
|---------------------|---|------------|---|
| 小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町 | 〃 | 小荷駄町12番46号 | を |
|---------------------|---|------------|---|

|                     |   |                   |
|---------------------|---|-------------------|
| 小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町 | 〃 | 小荷駄町12番46号        |
| 特別養護老人ホームさくらホーム山形   | 〃 | 嶋北三丁目14番24号       |
| 特別養護老人ホームみはらしの丘     | 〃 | 大字松原1911番地4（95-1） |

に、

|               |   |           |
|---------------|---|-----------|
| 有料老人ホームなごみの部屋 | 〃 | 泉町二丁目1番6号 |
|---------------|---|-----------|

を

|               |   |              |
|---------------|---|--------------|
| 有料老人ホームなごみの部屋 | 〃 | 泉町二丁目1番6号    |
| 特別養護老人ホーム回春堂  | 〃 | 大字花沢2986番地の1 |

に改める。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成24年5月31日をもって撤回された。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 岡内欣也
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考          |
|-----------------|---------|--------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前9時    | 年間80日は午前8時開店 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    |              |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|-----|
| イオンリテール株式会社     | 午前8時    |     |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで  
(変更後) 午前7時45分から午後11時15分まで

- 4 変更年月日  
平成24年4月21日
- 5 届出年月日  
平成24年4月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成24年5月31日をもって撤回された。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形北ショッピングセンター  
山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考          |
|-----------------|---------|--------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前9時    | 年間14日は午前8時開店 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    |              |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|-----|
| イオンリテール株式会社     | 午前8時    |     |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から翌日の午前0時15分まで。ただし、年間14日は午前7時45分から翌日の午前0時15分まで

(変更後) 午前7時45分から翌日の午前0時15分まで

- 4 変更年月日  
平成24年4月21日
- 5 届出年月日  
平成24年4月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成24年5月31日をもって撤回された。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン米沢店  
米沢市春日二丁目13番地4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 備考          |
|---------|------|-------------|
| 全ての小売業者 | 午前9時 | 年間7日は午前8時開店 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 備考 |
|---------|------|----|
| 全ての小売業者 | 午前8時 |    |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間7日は午前7時30分から午後11時30分まで  
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで

## 4 変更年月日

平成24年4月21日

## 5 届出年月日

平成24年4月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する変更の届出は、平成24年5月31日をもって撤回された。

平成24年6月15日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン三川ショッピングセンター  
東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧雄一郎

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 備考                     |
|-------------|------|------------------------|
| イオンリテール株式会社 | 午前9時 | 年間6日は午前6時、年間80日は午前8時開店 |
| その他の小売業者    | 午前9時 | 年間6日は午前6時開店            |



（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 備 考         |
|-----------------|---------|-------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前8時    | 年間6日は午前6時開店 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    | 年間6日は午前6時開店 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで

（変更後）午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前7時から午後9時まで

（変更後）午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

平成24年4月21日

5 届出年月日

平成24年4月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン山形南ショッピングセンター

山形市若宮三丁目7番8号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

代表取締役 岡内欣也

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|-----------------|---------|---------|----------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前9時    | 午後11時   | 年間80日は開店時刻午前8時 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後11時   |                |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前8時    | 午後11時   | 年間100日は開店時刻午前7時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで

（変更後）午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から午後11時15分まで

## 4 変更年月日

平成24年6月1日

## 5 届出年月日

平成24年5月31日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形北ショッピングセンター  
山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考            |
|-----------------|---------|---------|----------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間14日は開店時刻午前8時 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後10時   |                |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|-----------------|---------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社     | 午前8時    | 翌日の午前0時 | 年間100日は開店時刻午前7時 |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前8時    | 午後10時   | 年間100日は開店時刻午前7時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分から翌日の午前0時15分まで。ただし、年間14日は午前7時45分から翌日の午前0時15分まで

（変更後）午前7時45分から翌日の午前0時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から翌日の午前0時15分まで

## 4 変更年月日

- 平成24年6月1日
- 5 届出年月日  
平成24年5月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン米沢店  
米沢市春日二丁目13番地4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考           |
|---------------|---------|---------|---------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前9時    | 午後11時   | 年間7日は開店時刻午前8時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------------|---------|---------|-----------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前8時    | 午後11時   | 年間100日は開店時刻午前7時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間7日は午前7時30分から午後11時30分まで  
(変更後) 午前7時30分から午後11時30分まで。ただし、年間100日は午前6時30分から午後11時30分まで

- 4 変更年月日  
平成24年6月1日
- 5 届出年月日  
平成24年5月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン三川ショッピングセンター  
東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧雄一郎
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                          |
|---------------|---------|---------|------------------------------|
| イオンリテール株式会社   | 午前9時    | 午後11時   | 年間80日は開店時刻午前8時、年間6日は開店時刻午前6時 |
| その他の小売業者      | 午前9時    | 午後11時   | 年間6日は開店時刻午前6時                |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                           |
|---------------|---------|---------|-------------------------------|
| 全ての小売業者       | 午前8時    | 午後11時   | 年間100日は開店時刻午前7時、年間6日は開店時刻午前6時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間80日は午前7時45分から午後11時15分まで、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで  
(変更後) 午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から午後11時15分まで、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前7時から午後9時まで  
(変更後) 午前6時から午後9時まで

- 4 変更年月日  
平成24年6月1日
- 5 届出年月日  
平成24年5月31日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年10月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤            | 正  |
|------------|------------|-----|------|--------------|----|
| 平成24. 4. 1 | 号外（8）      | 17  | 下から6 | 欄中第3項を第9項とし、 | 欄中 |

平成24年6月15日印刷  
平成24年6月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056